

# 川越市 市政だより

第十六號

発行人  
川越市長 伊藤繁吉

印刷所  
川越市高深町773  
有限会社 櫻井印刷所

電話(東) 935  
(西) 1164

本年度市民納期

昭和二十七年

第一期 六月三十日限り

第二期 八月三十日限り

第三期 十月三十一日限り

昭和二十八年

第四期 一月三十一日限り

赤痢の豫防には

蠅を防ぐこと

手を洗うこと

常に胃腸を

丈夫にすること

## 住民登録いよいよ実施

### 七月一日午前零時現在で調査

いよいよ住民登録法が七月一日より施行されます。住民登録の目的及び利便は先月号の市政だよりに掲げ通りですが、ではこの住民登録はどのような方法で登録し、又登録後の扱いはどうかについて説明いたします。

住民登録の調査は七月一日午前零時を期して全国一斉に行われます。この調査は住民登録の基礎ですから間違のないように記入していただきます。

市ではこの調査を手伝っていただくため各町内に調査員の方達を何人かお願ひしました。そして此の調査員の方達が本月二十八日頃皆様の自宅へ伺います。それから次に書いてあります様式の住民登録届と云う用紙を配布致しますから、この用紙に七月一日午前零時現在の全家族氏名を記入して下さい。この届用紙は一世帯につき一通で同じ家の世帯主(家計)が二つに別れて居る場合は世帯別に二通書いて下さい。とにかくこの届は一世帯について一通間違なく、提出して戴けばよい訳です。それから、この届書の中で特に注意して頂きたい箇所は、住所を定めた年月日と住民となつた年月日とを記入する所を定めた年月日とは現在の住所へ引移つて来た年月日で例へば同じ川越市内で、転居した場合は、現在の住所に移つた年月日を記入すればよい訳です。又住民となつた年月日は川越市民となつた年月日を記入する所です。川越市に生れ引継ぎ現在の住所に居た場合は住所を定めた年月日と住民となつた年月日とを記入する所が同じになる訳です。又本籍は町名番地迄間違なく詳細に記入して下さい。氏名は通称を使用せず戸籍にある氏名を記入して下さい。

### 住民登録届

川越市長 殿 昭和27年7月 日届出

氏名	生年月日	性別	世帯主	本籍	筆頭者	住所	住民となつた年月日
1 夏山 繁	大正5年1月4日	男	世帯主	埼玉縣川越市大字川越1番地	夏山 繁	昭和21年5月3日	大正5年1月4日
2 夏山みどり	大正10年5月17日	女	妻	"	"	昭和22年8月20日	昭和22年8月20日
3 夏山 薫	昭和23年7月20日	男	長男	"	"	昭和23年7月20日	昭和23年7月20日
4 夏山ゆり子	昭和25年10月3日	女	長女	"	"	昭和25年10月3日	昭和25年10月3日
5 夏山 葉子	明治26年4月19日	女	母	埼玉縣川越市大字松崎2番地	夏山 登	昭和25年12月11日	大正4年2月15日
6 川岸 巨	昭和5年8月1日	男	家事使用人	埼玉縣川越市大字野田3番地	川岸 達男	昭和26年2月5日	昭和21年3月6日

全員の住所 川越市大字川越1番地(本町) 届出人の氏名 夏山 繁 (夏山) 印

### 配給年令の切替について

従来、主食配給量の変更は従つて本年六月一日より十日迄、切替年令に達した人のお一人お一人の間に配給量を出しによりその都度行つておりました。今回配給事務の簡素化のため毎年二回(六月一日及十二月一日)に配給年令の切替を行つておりました。

### 昭和二十七年年度の固定資産税について

#### (所得割の税率)昭和27年度市民税税率表

課税総所得金額	税率	控除額
5万円以下	3.8%	0
5—10万円	4.5%	350
10—15万円	5.5%	1,350
15—20万円	6.3%	2,550
20—30万円	7.3%	4,550
30—50万円	9.2%	12,450
50—100万円	9.5%	15,450
100—200万円	10.7%	25,450
200—500万円		

(均等割の税率) 個人 500円 法人 1,800円

#### 算出の方法

総収入金額 - 勤労控除(15%3万円まで) - 基礎控除(38,000円) = 課税総所得金額

所得金額 × 税率 - 控除額 - 扶養控除(1人500円) = 所得割額

所得割額 + 均等割額(500円) = 市民税額

### 昭和二十七年年度 市民税について

市民税令書は六月十五日付にて発行いたしましたので既に御手元に配付済みと存じます。

(1) 市内に住所を有する個人  
(2) 市内に事務所事業所又は家屋敷を有する個人  
(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人  
(4) 市内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理する者

この市民税は地方税法並びに本市条例の定めるところにより昭和二十七年一月一日現在における左記の者に対して課税されたものであります。

### 山 けいりん

川越市営 7月ニ周年記念レース

16 17 18 19 20 21

お米と共に統制された麦類が、食糧管理法の一部改正によつて統制廃止となり、六月一日より自由販売となりました。

### 市役所の部屋割變更

市役所では事務能率の促進と市民の御便宜をはかるため各課の部屋割の一部變更をいたしました。

戸籍課はもと衛生課と(一階)  
六三制教育施設出資組合は二階教育課の部屋と同室  
市議会議員室はもと戸籍課の部屋と  
市議会事務局はもと六三制教育施設出資組合の部屋と

### アメリカ ヒロヒトリ発生

アメリカシロヒトリは「市政だより」第四号でお知らせいたしました通り恐ろしい繁殖力を有し、植物を食い荒らす害虫です。今年も川越市でもほとほと発生を見ているようです。早急の駆除に御協力下さい。丁度今時分毛虫になつて葉を喰べますが、七月下旬には蛹になり、つづつ下りてくるので、植物が丸坊主になる程です。御注意下さい。市内で発見しましたら市農務課へ連絡下さる様願ひします。

### 市役所執務時間變更

市役所の執務時間が次の通り変更いたしました。御承知下さい。

期	執務時間	休憩時間	備考
自六月一日	自午前八時	自十二時	但し土曜日は午前八時
至九月三十日	至午後四時	至四時十五分	午後八時
自十月一日	自午前八時	自十二時	但し土曜日は午前八時
至十一月三十日	至午後四時	至四時十五分	午後八時
自十二月一日	自午前八時	自十二時	但し土曜日は午前八時
至十二月三十一日	至午後四時	至四時十五分	午後八時

### 市営プール開き

市営プール開きは二十日午前十時から行いました。使用条件が決まつておりますので、差当り小学校及び中学校の子供たちが日割をきめて使用いたします。

### 第二保育所開設

第一、第二保育所に加えて今度新しく志多町東明寺裏に第三保育所が開設されました。収容可能人員約百名、現在約七十名を収容しております。

### 百日咳豫防注射のお知らせ

百日咳第二回の注射を七月五日、六日、七日の三日間、第三回の注射を七月二十日、二十一日、二十二日の三日に亘つて行います。施行場所、町の区域別等は既に夫々の御家庭に通知しておりますが、間が長いのでお忘れないうちに注意して下さい。

### 自転車は鑑札を

自転車は鑑札をつけなければなりません。鑑札のない自転車は取締られます。

自転車を買つたり、譲受けたり、鑑札をこわしたり、亡失したとき、自転車が盗難にかつた時などは市役所税務課にお届け下さい。

鑑札は売買したり、貸借又は譲渡を禁じられています。また一度つけた鑑札はこれを他の自転車につけ替へることも禁じられています。

### 市民の皆様の從覽に供する

市では昭和二十七年年度固定資産(土地家屋敷及償却資産)の調査を開始いたしました。本年度は昭和二十六年年度の調査を開始いたしました。本年度は昭和二十六年年度の調査の結果に基づき、修正が加えられたのであります。これは全国的な評価の均衡を確保するに於て各町村を均等に評価することを旨として、本年九月三十日までに総ての事務を完了し十月一日より市民の皆様の從覽に供することになりました。

本年も昨年同様市の評価補助員が皆様の各家庭に伺ひ、(増築、改築、減失)のある部分についてはよく調査員に申し出下さい。

適正な評価決定が出来ますよう皆様の御協力をお願い致します。尚調査員は身分を証明する証書を持参しておりますから御不審の節は証書を提示して下さい。

